

租税特別措置法第40条第12項の規定による当初公益信託の受託者が  
公益信託の終了により財産等の移転等をする場合の届出書  
〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益信託の受託者（同条第7項から第14項までの規定によりこの公益信託の受託者とみなされた者を含みます。以下「当初公益信託の受託者」といいます。）が、公益信託の終了（一定のものを除きます。）により、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）について、次に掲げる移転等を行おうとする場合において、同条第12項の規定の適用を受けるときに使用します。

- ・ 他の公益法人等（措置法第40条第1項第1号に掲げる者で、公益信託に関する法律第4条第2項第3号に規定する帰属権利者となるべき者に該当するものに限り、）への移転
- ・ 類似の公益事務をその目的とする他の公益信託（当該公益信託の受託者が措置法第40条第1項第2号に掲げる者で、公益信託に関する法律第4条第2項第3号に規定する帰属権利者となるべき者に該当するものに限り、）への信託財産とするための抛出

この表において、上記の他の公益法人等及び他の公益信託の受託者を「帰属権利者」といいます。

《記載要領》

- 1 「提出先」欄には、当初公益信託の受託者の主たる事務所の所在地（当初公益信託の受託者が個人である場合は、当該当初公益信託の受託者の納税地）を所轄する税務署名を記載してください。
- 2 「届出者」には、当初公益信託の受託者の主たる事務所の所在地（当初公益信託の受託者が個人である場合は、当該当初公益信託の受託者の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「住所又は所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。なお、当初公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。  
(注) 上記の当初公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なる場合は、欄外に住所を記載してください。
- 3 「帰属権利者に移転等を行おうとする財産等の寄附者」には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。
- 4 「承認を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「帰属権利者」には、財産等の移転等を受ける帰属権利者の主たる事務所の所在地（帰属権利者が個人である場合は、当該帰属権利者の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、帰属権利者が他の公益信託の受託者である場合に記載してください（当該他の公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄の記載は不要です。）。
- 6 「帰属権利者に移転等を行おうとする財産等の明細」には、帰属権利者に移転等を行おうとする財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 7 「その他参考事項」は、その他参考となる事項や移転等を行おうとする財産等をやむを得ない事情により公益信託の終了の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「帰属権利者に移転等を行おうとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 帰属権利者に移転等をしようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である当初公益信託の受託者の登記事項証明書等（当初公益信託の受託者が法人である場合）
- 3 帰属権利者の登記事項証明書等（帰属権利者が法人である場合）
- 4 帰属権利者が措置法第40条第12項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 5 公益信託の終了の日が分かる書類（公益信託の終了届出書など）の写し
- 6 帰属権利者に移転等をしようとする財産等をやむを得ない事情により公益信託の終了の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

（注） 届出者である当初公益信託の受託者が個人である場合には、届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります（共同受託の場合で、主宰受託者以外の受託者が個人であるときは、当該受託者の本人確認書類の提示又は写しの添付も必要となります。）。